

謝金及び賃金 規 程

(目的)

第1条 この規定は、中国四国ブロックパラスポーツ指導者協議会（以下「協議会」という。）の助成対象事業【参考資料1参照】に伴う各種謝金の支払い及び協議会運営や事務委任事業に伴う賃金の支払いに準用する基準を定めることを目的とする。

(謝金及び賃金の対象者)

第2条 謝金の対象者は、次の通りとする。

1. 外部講師
2. 内部講師
3. 公益財団法人日本パラスポーツ協会から事務委任を受け、事業を実施する対象者
4. その他、協議会ブロック長が認める者

(謝金の対象となる活動)

第3条 謝金の対象となる活動は、次の通りとする。

1. 研修会、講座の講演講師、実技講師
2. 事例報告等の登壇者
3. 上記のアシスタント（講師が必要と認める場合）
4. その他、協議会ブロック長が認める者

(謝金の単価)

第4条 謝金の単価（源泉徴収税を含む）は次の通りとする。※オンラインを含む。

種別	内 容	単価（時間）	謝金額
講師 専門職 事例報告者	研修会等の講義 実技 事例報告等	1時間あたり 1時間未満（時間に応じて算出） 例：5,000円/30分	10,000円
アシスタント	講師アシスト	1日あたり	3,000円

※協議会ブロック長が認める場合は増額（上限50,000円）することができる。

(支払い方法)

第5条 原則として、謝金は後払いの銀行振り込みとする。

1. 謝金の支払いは協議会が法令の定めるところに従って源泉徴収を行ったうえで支払う。
※但し、団体等に支払いする場合は源泉徴収を行わない。
※謝金の支払いは「謝金支払い依頼申請書」（別紙）の提出をもって協議会より支払う。
2. 申請は事業実施日より2週間以内に提出すること。（事前申請可）

(賃金の単価)

第6条 賃金の単価（源泉徴収税を含む）は次の通りとする。

種別	内 容	単価（時間）
協議会事務局員 指導者	協議会の 事務全般	事務局員が所属している法人の給与規定による
事務委任事業 実施対象者	事務委任を受けた 事業事務全般	公益財団法人日本パラスポーツ協会が定める事業実施賃金による

※賃金の支払いは月末に勤務簿（業務時間、内容等）を提出すること。

(補則)

第7条 この規程に定めのない事項については、協議会ブロック長が定める。

(付則)

この規程は、令和6年4月1日から施行する。

この規程は、一部変更し令和8年4月1日から施行する。

【参考資料1】助成対象事業

1. 中国四国ブロックパラスポーツ指導者研修会開催事業
2. 地域特別研修会助成事業
3. 専門部会主催研修会開催事業
4. その他、協議会ブロック長が必要と認める事業および業務

【参考資料2】事務手続き方法

1. 謝金支払い依頼申請書（別紙）にてブロック事務局へ開催要項と併せて申請（メール添付）
2. 対象事業終了後1カ月以内にブロック事務局より講師へ謝金支払
※振込前に振込内容を講師および申請者へ「謝金等支払確認書」にて通知
3. 振込後、ブロック事務局より申請者へ振込額（振込手数料含む）を通知
※通知された額（謝金、手数料）を決算書へ反映
4. ブロック事務局より税務署へ納税後、講師へ支払調書をメール添付または郵送